

意見書

平成21年6月22日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム
とりしまりやくしゃちょう たなべ ただお
取締役社長 田邊 忠夫

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NGNにおけるマルチプレフィックス問題の解決が難航している根本的な問題は、NTT東西が、NGN等のネットワークとアクセス網を一体的に構築・運用する等、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大していることにあると考えますので、その是非を改めて検討いただくことが必要であると考えます。

また、このような業務範囲の拡大を、NTT東西自らが志向していることを踏まえると、今回のマルチプレフィックス問題の解決にあっては、利用者はもちろんのこと、他の通信事業者に負担を強いるのではなく、NTT東西の責任と負担で対処することが基本であると考えます。

なお、仮に、申請案を検討する場合においては、特にNGNに直接接続できる事業者が最大3社に限定されるネイティブ方式に関して、そもそも論として、

- ・ 3社限定という閉塞的な仕組みを、オープンなインターネットの世界に組み入れることがよいのかという点
- ・ グローバル展開を図るうえで、日本の独自色の強い方式が国際的に受け入れられるのかという点
- ・ POIが東日本・西日本エリア各1箇所限定されることで、トラフィックの地理的集中を加速させないかという点

について、十分検証いただくことが肝要と考えます。

さらに、具体的な制度設計を検討される場合においては、

- ・ NTTグループの情報通信市場における支配力が一層強固になることを避けるため、NTTグループに属する事業者がネイティブ接続事業者になるべく接続申込みを行うことの禁止
- ・ NTT東西が保有・認識できるようになる他のISP事業者の顧客情報を、NTT東西自らの営業活動等に用いることを完全に排除するため、厳重なファイアウォールの構築

といった措置を講じていただくことが必須であると考えますので、十分考慮いただくよう要望いたします。

以上